

経 済 産 業 省

20220606貿局第1号
輸出注意事項2022第21号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年6月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和4年6月17日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後				現行			
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) (略) (1の2) ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げる貨物に限る。）、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出及びベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。 (1の3)～(5) (略) (6) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)				2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) (略) (1の2) ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3第一号及び第二号に掲げる貨物に限る。）、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出及びベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。 (1の3)～(5) (略) (6) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)			
輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
ホ	(略)	(略)		ホ	(略)	(略)	
ト	別表第2の3貨物省令第7条中の電子計算機及びその附属装置	(略)		ト	別表第2の3貨物省令第7条中の電子計算機及びその附属装置	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
ム	別表第2の3貨物省令第23条第一号ふっ化物	<u>光の吸収度合いの低い、光学部品の材料となる物質をいう。</u>		ム	(新設)	(新設)	
	別表第2の3貨物省令第2	(略)			別表第2の3貨物省令第2	(略)	

	3条第一号イ 中のふっ化化 合物		
(略)	(略)	(略)	

(7) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈

輸出令別表第2の3第二号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

<u>輸出令別表第2 の3第二号の二 の細目</u>	<u>貨物名</u>	<u>解釈 (対象となる関税率表の 番号等)</u>
イ	<u>木材及びその製品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) 化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦こひき、平削りし、又は丸剥ぎした木材</u>	<u>(1) 4408. 10</u>
	<u>(2) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品</u>	<u>(2) 44. 16</u>
ロ	<u>鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器</u>	<u>73. 09</u>
ハ	<u>手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃</u>	<u>8207. 60、82. 08</u>
ニ	<u>ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品</u>	<u>(1) 84. 02 (8402. 11を除く。)</u>
	<u>(2) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品</u>	<u>(2) 8405. 90</u>

	3条第一号イ 中のふっ化化 合物		
(略)	(略)	(略)	

(新設)

<u>(3) 蒸気タービンの部分品</u>	<u>(3) 8406. 90</u>
<u>(4) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機</u>	<u>(4) 84. 12 (8412. 31、8412. 80、8412. 90を除く。)</u>
<u>(5) 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品</u>	<u>(5) 8414. 90</u>
<u>(6) エアコンディショナー</u>	<u>(6) 8415. 83</u>
<u>(7) カレンダーその他のロール機の部分品</u>	<u>(7) 8420. 99</u>
<u>(8) 遠心分離機及びその部分品</u>	<u>(8) 8421. 19、8421. 91</u>
<u>(9) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品</u>	<u>(9) 8424. 89、8424. 90</u>
<u>(10) プーリータックル及びホイスト</u>	<u>(10) 8425. 11</u>
<u>(11) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック</u>	<u>(11) 8426. 12、8426. 99</u>
<u>(12) 昇降機、コンベヤその他の持ち上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械</u>	<u>(12) 8428. 20、8428. 32、8428. 33、8428. 90</u>
<u>(13) ブルドーザー、アンダートレーラー、メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー</u>	<u>(13) 8429. 19、8429. 59</u>
<u>(14) くい打ち機、くい抜き機、コールドカッター、削岩機及びトンネル掘削機</u>	<u>(14) 8430. 10、8430. 39</u>

<u>(15) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械</u>	<u>(15) 8439. 10、8439. 30</u>
<u>(16) 製本用機械の部分品</u>	<u>(16) 8440. 90</u>
<u>(17) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械</u>	<u>(17) 8441. 30</u>
<u>(18) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品</u>	<u>(18) 8442. 40</u>
<u>(19) 印刷機並びにその部分品及び附属品</u>	<u>(19) 8443. 13、8443. 443. 15、8443. 16、8443. 17、8443. 91</u>
<u>(20) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械</u>	<u>(20) 84. 44、8448. 11、8448. 19 (84. 44の機械の補助機械に係るものに限る。)</u>
<u>(21) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械(その部分品及び附属品を含む。)並びに部分品及び附属品</u>	<u>(21) 84. 48 (8448. 20、8448. 31、8448. 32、8448. 39、8448. 59を除く。)((20)に該当するものを除く。)</u>
<u>(22) 洗淨用、清淨用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染</u>	<u>(22) 8451. 10、8451. 29、8451. 30、8451. 90</u>

<u>色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品</u>	
<u>(23) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品</u>	<u>(23) 84. 53 (8453. 20を除く。)</u>
<u>(24) 転炉</u>	<u>(24) 8454. 10</u>
<u>(25) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤</u>	<u>(25) 8459. 10、8459. 70</u>
<u>(26) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械</u>	<u>(26) 84. 61 (8461. 50を除く。)</u>
<u>(27) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>(27) 8465. 20、8465. 93、8465. 94、8466. 92</u>
<u>(28) ツールホルダー及び自動開きダイヘッド</u>	<u>(28) 8466. 10</u>
<u>(29) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械</u>	<u>(29) 84. 72 (8472. 90を除く。)</u>

<u>(30) 電子式計算機の部分品及び附属品</u>	<u>(30) 8473. 21</u>
<u>(31) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、 ねっか 捏和機、凝結機、成形機及 び鋳物用砂型の造型機</u>	<u>(31) 8474. 10、8474. 39、8474. 80</u>
<u>(32) ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品</u>	<u>(32) 84. 75 (8475. 10を除く。)</u>
<u>(33) ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械</u>	<u>(33) 8477. 40、8477. 51</u>
<u>(34) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂の抽出用若しくは調製用の機械、網若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品</u>	<u>(34) 8479. 10、8479. 30、8479. 50、8479. 90</u>
<u>(35) 鋳型ベース、鋳造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型</u>	<u>(35) 8480. 20、8480. 30、8480. 60</u>
<u>(36) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、安全弁及び逃がし弁</u>	<u>(36) 8481. 10、8481. 20、8481. 40</u>
<u>(37) 針状ころ軸受及び玉軸</u>	<u>(37) 8482. 40、8</u>

	<u>受又はころ軸受の部分品</u>	<u>482.91、8482.99</u>
	<u>(38) ガasketその他これに類するジョイント、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール</u>	<u>(38) 84.84</u>
<u>ホ</u>	<u>電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) 直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター</u>	<u>(1) 8501.33、8501.62、8501.63、8501.64、8502.31、8502.39、8502.40</u>
	<u>(2) トランスフォーマー</u>	<u>(2) 8504.33、8504.34</u>
	<u>(3) 電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ</u>	<u>(3) 8505.20</u>
	<u>(4) 一次電池の部分品</u>	<u>(4) 8506.90</u>
	<u>(5) ニッケル・カドミウム蓄電池</u>	<u>(5) 8507.30</u>
	<u>(6) 電子ビーム炉</u>	<u>(6) 8514.31</u>
	<u>(7) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器</u>	<u>(7) 8525.50</u>
	<u>(8) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器の部分品</u>	<u>(8) 8530.90</u>
	<u>(9) 固定式コンデンサー</u>	<u>(9) 8532.10</u>
	<u>(10) 固定式電気抵抗器</u>	<u>(10) 8533.29</u>

	<u>(11) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器</u>	<u>(11) 8535. 30、8535. 90</u>
	<u>(12) アーク灯</u>	<u>(12) 8539. 41</u>
	<u>(13) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品</u>	<u>(13) 85. 40 (8540. 10. 11、8540. 12、8540. 40及び8540. 71を除く。)</u>
	<u>(14) 粒子加速器</u>	<u>(14) 8543. 10</u>
	<u>(15) 電気機器の電気絶縁用品並びに電線用導管及びその継手</u>	<u>(15) 8547. 90</u>
<u>へ</u>	<u>鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車</u>	<u>8602. 90、86. 04、8606. 92</u>
<u>ト</u>	<u>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) 貨物自動車</u>	<u>(1) 8704. 10、8704. 22、8704. 32</u>
	<u>(2) 特殊用途自動車</u>	<u>(2) 8705. 90</u>
	<u>(3) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品</u>	<u>(3) 8709. 90</u>
	<u>(4) トレーラー及びセミトレーラー</u>	<u>(4) 8716. 20、8716. 39</u>
<u>チ</u>	<u>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器及び精密機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの</u>	
	<u>(1) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器</u>	<u>(1) 9010. 10</u>
	<u>(2) 土地測量用、水路測量用、</u>	<u>(2) 9015. 40、90</u>

	<u>海洋測量用、水理計測用、 気象観測用又は地球物理 学用の機器並びにこれら の機器又は測距儀の部分 品及び付属品</u>	<u>15. 80、9015. 90</u>
	<u>(3) 積算回転計、生産量計、 タクシーメーター、走行距 離計、歩数計その他これら に類する物品</u>	<u>(3) 9029. 10</u>
	<u>(4) テストベンチ</u>	<u>(4) 9031. 20</u>
	<u>(5) 液体式又は気体式の自動 調整機器</u>	<u>(5) 9032. 81</u>

2-1-1の2 (略)

2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物に関する輸出の承認

- (1) ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出（同項第一号の四に規定する輸出にあつては、輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げる貨物の輸出に限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。
- (2) ロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物の輸出については、承認を行わない。（第一号から第二号の二までに該当する貨物であつて、第三号にも該当する貨物の場合も同様に扱う。）

別表第3 輸出関係書類の記載要領

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあつては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に該当する場合にあつては、貨物名称（輸出令別表第2の3に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

2-1-1の2 (略)

2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物に関する輸出の承認

- (1) ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出（同項第一号の四に規定する輸出にあつては、輸出令別表第2の3第一号及び第二号に掲げる貨物の輸出に限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。
- (2) ロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物の輸出については、承認を行わない。（第一号又は第二号に該当する貨物であつて、第三号にも該当する貨物の場合も同様に扱う。）

別表第3 輸出関係書類の記載要領

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあつては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に該当する場合にあつては、貨物名称（輸出令別表第2の3の第二に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号）

改正後	現行
<p>1 適用品目等 (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第二号フからモまで、<u>同表第二号の二及び第三号</u>に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの (2) ～ (5) (略) (注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。 なお、輸出令別表第2の3 <u>第一号から第二号の二まで</u>に該当する貨物であって、第三号にも該当する貨物の輸出については、承認を行わない。</p> <p>2 輸出の申請 (略)</p> <p>3 輸出の承認 上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。 ①～⑧ (略) ⑨ <u>我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）</u></p>	<p>1 適用品目等 (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第二号フからモまで<u>及び第三号</u>に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの (2) ～ (5) (略) (注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、<u>当該の貨物</u>の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。 なお、輸出令別表第2の3 <u>第一号又は第二号</u>に該当する貨物であって、第三号にも該当する貨物の輸出については、承認を行わない。</p> <p>2 輸出の申請 (略)</p> <p>3 輸出の承認 上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。 ①～⑧ (略) (新設)</p>
<p>様式3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>今般申請する 向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>今般申請する 向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。 <u>提出した書類の内容に虚偽があった場合には、外国為替及び外国貿易法第70条第1項第36号が適用されることを承諾します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 輸出先

- (1) 最終需要者名： _____
(2) 最終需要者の住所： _____

2 貨物の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

- 食品・医薬品
人道支援の目的で輸出するもの
サイバーセキュリティの確保に関するもの
海洋の安全に関するもの
消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))
民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティック LNG 2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

1 輸出先

- (1) 最終需要者名： _____
(2) 最終需要者の住所： _____

2 貨物の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

- 食品・医薬品
人道支援の目的で輸出するもの
サイバーセキュリティの確保に関するもの
海洋の安全に関するもの
消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))
民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
(新設)

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第9号）

改正後	現行
<p>3 役務取引の許可 上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。 ①～⑨ (略) <u>⑩ 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）</u></p> <p>様式2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>今般申請する どの役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 誓約事項（当てはまる□にチェック） 当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。 <input type="checkbox"/>食品・医薬品 <input type="checkbox"/>人道支援の目的で輸出するもの <input type="checkbox"/>サイバーセキュリティの確保に関するもの <input type="checkbox"/>航空の安全に関するもの <input type="checkbox"/>海洋の安全に関するもの <input type="checkbox"/>消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））</p>	<p>3 役務取引の許可 上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。 ①～⑨ (略) (新設)</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>今般申請する どの役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。 <u>提出した書類の内容に虚偽があった場合には、外国為替及び外国貿易法第70条第1項第36号が適用されることを承諾します。</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 誓約事項（当てはまる□にチェック） 当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。 <input type="checkbox"/>食品・医薬品 <input type="checkbox"/>人道支援の目的で輸出するもの <input type="checkbox"/>サイバーセキュリティの確保に関するもの <input type="checkbox"/>航空の安全に関するもの <input type="checkbox"/>海洋の安全に関するもの <input type="checkbox"/>消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））</p>

- 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）
- 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

- 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）
- （新設）